マンスリーレポート

# Simplex

Asset Management

# 業界改革厳選ETF REITイベント・ドリブン

2025年7月31日

511円

102百万円

特化型運用

追加型/国内/不動産投信/ETF/アクティブ運用型

#### ファンドの特色

業界改革厳選ETF REITイベント・ドリブン(以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)は、不動産投資信託証券(以下、「REIT」といいます。)のなかから、合併・ 買収、再編・提携といった個別銘柄の価値に重要な影響を与えるイベント※の発生および当社がそうしたイベントの発生が期待できるものと考えられることなど、当社 独自の観点をもとに総合的に勘案し、投資銘柄を選定することにより、投資信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

※イベントとは、合併・買収、再編・提携といった個別銘柄の価値に重要な影響を与える事象を指します。

【設定日】 2025年7月16日

【決算日】 年4回 毎年1, 4, 7, 10月12日

【信託期間】 無期限 【上場取引所】 東京証券取引所

【証券コード】

2025年7月18日

【売買単位】

【上場日】

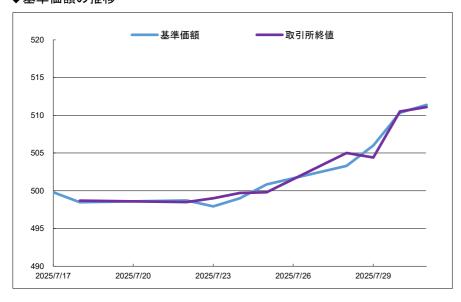
10 🗆

#### ◆基準価額の騰落率

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年間	3年間	設定来
ファンドの騰落率	_	_	_	_	_	2.28%

※ 設定来騰落率は設定日2025年7月16日から直近までの騰落率です。

## ◆基準価額の推移



- ※ 期間別騰落率は、基準価額の騰落率です。投資家利回りとは異なります。
- ※ 基準価額の騰落率は、分配金(税引前)を再投資し計算しております。
- ※ 基準価額は、計算において信託報酬等は控除されています
- ※ 運用状況は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。

#### ◆分配金実績(税引前、1口当たり)

【基準価額】

【純資産総額】

決算日	分配金(円)	
-	-	
-	-	
-	-	
-	-	
-	-	
設定来合計	0.00	

※ 2025年7月31日現在、分配金の実績はありません。

### ◆対象指標構成銘柄の組入比率(上位10銘柄)

	銘柄名	組入比率
1	野村不動産マスターファンド投資法人	9.97%
2	大和ハウスリート投資法人	9.90%
3	インヴィンシブル投資法人	9.86%
4	日本プロロジスリート投資法人	9.75%
5	アクティビア・プロパティーズ投資法人	9.36%
6	イオンリート投資法人	8.19%
7	フロンティア不動産投資法人	6.99%
8	NTT投資開発リート投資法人	5.73%
9	星野リゾート・リート投資法人	4.62%
10	サンケイリアルエステート投資法人	2.99%

## ◆市況コメント

7月の日本の株式市場は上昇しました。月初から中旬までは米関税政策の不透明感やETF分配金の資金捻出などが重荷となり、6月まで株価上昇が続いた 銘柄の利益確定売りが顕著となりました。また、参院選への不透明感も相場の重荷となりました。連休明け後、参院選の結果は想定内と市場では受け止め られました。23日に日米の関税交渉がまとまり、米国が主張していた25%より低い15%となると、相場は急反発しました。31日には米連邦公開市場委員会 (FOMC)や日銀の金融政策決定会合が市場予想通り無事通過したことで安心感が広がりました。

■当資料は、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社(以下「弊社」といいます。)が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完 全性について弊社が保証するものではありません。■当資料に掲載されている数値・図表等は、当資料作成時点のものです。また、当資料に示された見解は、当資料作成時点における弊社の判断によるものです。■当資料中のいかなる内容も、将来の運用成果等を保証するものではありません。■から選出では、当資料に対しる弊社の判断によるものです。また、当資料に対しているなる内容も、将来の運用成果等を保証するものではありません。■投資信託の受益権の基準価額は、投資信託に組入れられている有価証券等の特性による値動きによ り影響や又、為替相場の変動等の影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。従いまして、投資信託は元本が保証されるものではありません。また、投資信託をお申さん。また、投資信託をお申込みの際は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ず、運用方針及びリスク要因等、手数料の合計、報酬等の内容をご確認のうえ、ご自身でご判断 ください。投資信託説明書(交付目論見書)につきましては、販売会社にご請求下さい。単投資信託は、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外の登録金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金の支払対象にはなりません。 ■ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。 ■当資料の内容については、予告なく変更される場合があります。 ■当資料の無断転写、転載 は出来ません。当資料の第三者への提供は固くお断りいたします。

#### ◆ベンチマークについて

当ファンドは、業界改革への期待から投資銘柄のバリュエーションが改善することで生まれる収益機会に注目した戦略を取っています。ベンチマークを上回る収益の確保を図る運用ではなく、中長期の投資信託の成長を目指した運用であるため、ベンチマークを採用しません。

#### ◆ETFの円滑な流通及び公正な価格形成に関する認識

ETFの注文板の厚さやビッド・オファーのスプレッドおよび市場外取引における執行状況以下のURLからご確認ください。

https://www.jpx.co.jp/equities/products/etfs/quoting-data/index.html

最新のマーケットメイカーの参入状況は以下のURLからご確認ください。

 $\underline{\text{https://www.jpx.co.jp/equities/products/etfs/market-making/index.html}}$ 

#### ◆ファンドのリスク

当ファンドは、不動産投資信託を投資対象とし、不動産投資信託指数先物取引を利用しますので、これら投資対象の価格変動の影響により基準価額は変動します。従いまして、投資元金を割り込むことがあり、元本が保証されているものではありません。投資信託は預貯金と異なります。また、金融機関の預金あるいは保険契約ではないため、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

当ファンドに投資される前に当ファンドの性質、複雑性および内在するリスクがご自身の投資経験や財務状況に照らして投資目的に合致しているかどうかご確認ください。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

#### ①価格変動リスク

一般に不動産投資信託は、不動産や不動産証券化商品に投資して得られる収入や売却益などを収益源としており、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。また、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害などに伴う不動産の滅失・毀損などにより、その価格が影響を受ける可能性もあります。不動産投資信託の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合、不動産投資信託の分配金や価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。

#### ②集中投資のリスク

当ファンドは、分散投資を行う一般的な投資信託とは異なり、信託財産の純資産総額に対する比率が10%を超えて集中投資する支配的な銘柄が存在するまたは存在する可能性があります。そのため、分散投資を行う一般的な投資信託に比べ、市場動向にかかわらず基準価額の変動は非常に大きくなる可能性があります。
③ 流動性リスク

有価証券等を売却又は取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れているREIT の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、REIT は、株式と比べ市場規模が小さく、また、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

#### 4 信用リスク

不動産投資信託が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も不動産投資信託の価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。

## ⑤ 有価証券の貸付等におけるリスク

有価証券の貸付等において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと)が生じる可能性があります。

## ⑥不動産投資信託指数先物取引に関するリスク

当ファンドは、不動産投資信託指数先物取引を利用します。不動産投資信託指数先物取引の価値は基となる原資産価値等に依存し、またそれらによって変動します。不動産投資信託指数先物取引の価値は、基となる原資産の価値以上に変動することや、原資産と不動産投資信託指数先物取引との間の相関性を欠いてしまう可能性もあります。また、流動性を欠く可能性、市場混乱等により当初の契約通りの取

引を実行できず損失を被るリスク、取引を決済する場合に反対売買ができなくなるリスク、理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなるリスク等があります。これら不動産投資信託指数先物取引に関するリスクによって、損失が生じることがあります。

※基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

## <その他の留意点>

- ・金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の設定及び一部解約の受付を中止することがあります。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

- ・分配金は、分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、分配を行わない場合があります。
- ・当ファンドの基準価額の計算は、法令および一般社団法人投資信託協会規則等に従って時価評価を行います。有価証券等及びデリバティブ取引の評価は、基準価額計算日に知りうる直近の日の価格です。
- ・当ファンドの受益権は、東京証券取引所において、活発な取引が行われるという保証はありません。したがって、当ファンド受益権の取引がまったく行われなかったり取引が行われたとしても制限的で当ファンドの受益権の当該取引所における取引価格に悪影響したり購入者が処分に窮する場合があります。また、同取引所においてどのような価格で取引がなされるのかを予想することはできません。さらに、指定参加者(当ファンドの募集の取り扱いを行う者で、当ファンドの販売会社。)は当ファンド受益権の当該取引所における円滑な流通の確保に努めることとなっておりますが、継続的に呼び値を提示する義務を負うものではありませんので、市場での需給の状況によっては、当ファンドを希望する時にまたは希望する価格で売買することが困難となる場合又は売買すること自体が不可能となる場合があります。
- ・受益権は、委託会社と受託会社との協議により、一定日現在の受益権を均等に再分割もしくは併合されることがあります。
- ・2028 年7 月18 日以降、受益権の口数が20 営業日連続して50 万口を下回った場合や、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合は、繰り上げ償還されます。
- ・適用となる法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。
- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

■当資料は、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社(以下「弊社」といいます。)が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性について弊社が保証するものではありません。■当資料に掲載されている数値・図表等は、当資料作成時点のものです。また、当資料に示された見解は、当資料作成時点における弊社の判断によるものです。■当資料中のいかなる内容も、将来の市場環境等の変動を保証するものではありません。また、当資料中のいかなる内容も、将来の運用成果等を保証するものではありません。画と資産にありません。また、当資料中のいかなる内容も、将来の運用成果等を保証するものではありません。■投資信託に組入れられている有価証券等の特性による値動きにより影響や又、為替相場の変動等の影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。従いまして、投資信託は元本が保証されるものではありません。また、投資成果を事前に保証するものではありません。また、投資信託は預貯金とは異なります。■投資信託をお申込みの際は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ず、運用方針及びリスク要因等、手数料の合計、報酬等の内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託助明書(交付目論見書)につきましては、販売会社にご請求下さい。■投資信託は、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外の登録金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金の支払対象にはなりません。■ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。■当資料の内容については、予告なく変更される場合があります。■当資料の無断転写、転載は出来ません。当資料の第三者への提供は固くお断りいたします。

#### <ファンドの費用>

## 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料

購入申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。 詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問合せください。

※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

信託財産留保額

**ありません。** 

換金時手数料

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。 詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問合せください。 ※換金時手数料は、換金時の事務手続きなどに係る対価です。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、下記①により 計算した額に、下記②により計算した額を加算して得た額とします。

①信託財産の純資産総額に年10,000分の99.0(消費税込)以内の率を乗じて得た額

 運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率

 総額
 年率 0.99%(税抜 0.9%)(有価証券届出書提出日現在)

 配分
 委託会社

 年率0.85%(税抜)
 年率0.05%(税抜)

運用管理費用(信託報酬)

役務の内容

受託会社 委託した資金の運用の対価 受託会社 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

②有価証券の貸付を行った場合は、その品貸料の55.0%(消費税込)以内の額

総額	55.0% (税抜 50.0%) (有価証券届出書提出日現在)			
配分	委託会社	受託会社		
NC /J	40.0%(税抜)	10.0%(税抜)		

上記の信託報酬は、日々計上され、毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁する ものとします。

その他費用・

■組入有価証券や先物取引等の売買の際に発生する売買委託手数料、受託会社の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、随時、信託財産中から支弁します。信託の計理およびこれに付随する業務や法定書類の作成・交付に要する費用等(これらの業務を外部に委託する場合も含みます。)、また、信託の監査人および法律顧問等に対する報酬や費用等も信託財産中から支弁されます。これらは、当ファンド保有期間中に受益者により間接的にご負担いただく費用となります。なお、当該費用については、運用状況により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

- ■ファンドの上場に係る費用
- 新規上場および追加上場料:新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.00825%(税抜0.0075%)。
- 上場の年賦課金:毎年末の純資産総額に対して、0.00825%(税抜0.0075%)およびTDnet 利用料。

※上記手数料・費用等の合計額については、投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

#### 設定・運用は

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第341号 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

<sup>■</sup>当資料は、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社(以下「弊社」といいます。)が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性について弊社が保証するものではありません。■当資料に掲載されている数値・図表等は、当資料作成時点のものです。また、当資料に示された見解は、当資料作成時点における弊社の判断によるものです。■当資料中のいかなる内容も、将来の市場環境等の変動を保証するものではありません。■大資信託に組入れられている有価証券等の特性による値動きにより影響や又、為替相場の変動等の影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。従いまして、投資信託は元本が保証されるものではありません。また、投資成果を事前に保証するものではありません。投資信託は投資をとは預防金とは異なります。■投資信託をお申込みの際は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ず、運用方針及びリスクを囚等、再教料の合計、報酬等の内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)につきましては、販売会社にご請求下さい。■投資信託は、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外の登録金融機関で購入された投資信託は、投資者保護機業の支払対象にはなりません。■ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。■当資料の内容については、予告なく変更される場合があります。■当資料の無断転写、転載は出来ません。当資料の第三者への提供は固くお断りいたします。